

令和5年度全国山村振興連盟 通常総会開催される

全国山村振興連盟の令和5年度通常総会は、11月16日(木)午前10時30分から千代田区隼町のグランドアーク半蔵門4階の「富士東」において、国会議員、政府関係者、友好団体等の来賓多数の出席のもとに連盟会員、支部事務局員など約250名が出席して盛大に行われた。

会場正面には、「森林環境譲与税について、私有林人工林面積による配分の割合を高めるよう譲与基準を見直すこと」、「令和7年3月に期限の到来する山村振興法について、内容を充実して延長すること」、「地方交付税制度を充実・強化し、所要額を確保すること」、「国を守り支えていくために貢献し闘う山村」のスローガンが掲げられた。

総会は、最初に熊川 栄 副会長（群馬県嬭恋村長）が「全国津々浦々より総会に出席いただき誠にありがとうございます。私の村は、キャベツ日本一です。

本日は、皆様に三つの問題を審議していただきたいと思えます。一つ目は、森林環境税及び森林環境譲与税の問題です。昭和40年度代から水源税の創設をめざして頑張りましたがこれは紆余曲折して実現できませんでした。やっとの思いで当連盟等の力によりこの税制が実現できました。今、税制調査会等で議論されていますが、山村振興を因るため譲与基準を見直していただくことです。二つ目は、山村振興法の改正です。昭和40年に山村振興法が制定されましたが、平成の合併により当連盟の力も相対的に落ちていきます。しかしながら、来年度末に期限が到来する山村振興法について、内容の充実した改正を実現することです。三つ目は、来年度予算編成において、予算・施策が充実・強化されることです。

皆さんの力を結集してこの三つの問題について、政府、国会議員に要望してまいります。」との趣旨の開会の辞を述べた。

次に、金子恭之 会長から挨拶があり、御来賓の武村展英 農林水産副大臣、衆議院議員奥野信亮先生（自由民主党山村振興特別委員会委員長）、吉田隆行 全国町村会長からそれぞれ祝辞が述べられた。

続いて、出席された国会議員、政府関係者、友好団体の来賓紹介が行われた。

竹崎一成 会長代行（熊本県芦北町長）が議長となって議事に入り、次の議案が審議された。

- 第1号議案「令和6年度山村振興関連予算・施策に関する要望(案)に関する件」
實重重実 事務局長から説明を行い、原案どおり可決された。
- 第2号議案「森林環境譲与税の譲与基準の見直し及び山村振興法改正に関する特別決議(案)に関する件」
鈴木重夫 副会長(岩手県葛巻町長)から提案され、原案どおり可決された。
- 第3号議案「決議(案)」
今井俊郎 副会長(岐阜県東白川村長)から提案され、原案どおり可決された。
続いて、「森林環境譲与税について」と題して 福田 淳 林野庁森林利用課長から、「山村活性化支援交付金について」と題して山本恵太 農村振興局地域振興課長から説明があった。

最後に、水本 実 副会長(奈良県東吉野村長)が「本日は、熱心にご審議いただき誠に有難うございました。また、御来賓の方々からは山村振興に向けた力強い言葉を賜りありがとうございました。本日決定された我々の要望を実現するため、強力に運動を展開し、未曾有の難局を乗り切ってまいりたいと存じます。」と閉会の辞を述べ、総会は終了した。

総会終了後、可決された要望事項、特別要望事項及び決議について、連盟の市町村長副会長が関係省庁及び国会議員に対し、各支部では地元選出の国会議員等に対しそれぞれ要請活動を行った。

当日の会長挨拶、来賓祝辞、可決された要望書、決議等は以下のとおりとなっている。

【金子恭之 会長（衆議院議員） 挨拶】



今年6月、吉野正芳先生の後任として会長を拝命した金子恭之です。これまでも副会長として皆様方には大変お世話になりましたが、引き続き会長として先頭に立って頑張っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は全国山村振興連盟通常総会を開催いたしましたところ、多数の方にご出席いただきまして、ありがとうございました。山村振興のために日夜奮闘しておられる市町村長の皆様方、故郷の山村をいつも念頭において国の発展のために尽力いただいている国会議員の皆様、ご多忙の中出席いただきました武村展英農林水産副大臣をはじめとする関係省庁の幹部の皆様、また全国町村会吉田隆行会長をはじめとする友好団体の皆様、日頃から山村の振興に対してご理解・ご支援を賜っておりますことに感謝を申し上げます。

さて、コロナ禍の長いトンネルをようやく抜けつつありますが、ここへ来て世界はウクライナ問題、パレスチナ問題など緊迫の度合いを強めております。また地球温暖化・気候変動の進展により、本年はかつてない猛暑に見舞われたところではありますが、世界的にも異常気象がまるで常態化しているようであります。

このような諸情勢によって、山村も大きな影響を被っているところであり、高齢化・人口減少に悩む山村にとって、こうした動向は更なる痛手となっております。

こうした中、山村の振興にとって重要な時期が刻々と近づいてきております。まず、令和6年度からは森林環境税が導入される予定であります。森林環境譲与税につきましては、令和元年に導入されて以来、山村においても若干の試行錯誤がありましたが、現在では十二分に有効活用されるに至っております。脱炭素という人類社会の喫緊の課題に対応するためにも、来年度からの森林環境税の導入に併せて、森林環境譲与税の譲与基準につきまして、森林を多く有する山村への配分割合が高まるよう見直しを強く要望しているところであります。

また、令和7年3月末には、現行の山村振興法が期限を迎えることとなります。現行の山村振興法がたどってきたここ8年を振り返ってみましても、災害の頻発、コロナ禍、物価高騰といった大きな変化が生じてきたところであります。こうした変化を十分に踏まえまして、山村振興法につきましては、内容を充実して延長することを要望していきたいと考えております。

我が国経済社会が大きな変化を遂げつつある中で、デジタル化や都会に住まなくても農山村で仕事ができるテレワークの普及などに伴い、農山村に住みたい、農山村で働きたいという若い人たちも増えてきていると承知しております。こうした時代の動きを正面から受け止めながら、一方で山村の直面する困難な課題を克服していくた

め、各般の政策の更なる充実・強化を求めて、山村地域に係わる私たちが一致団結して声を上げていかなければならないと考えるものであります。

本日の総会では、政府に対する令和6年度予算・施策に向けての要望案、特別要望案及び決議案を審議いただく予定ですが、これら各般の政策について皆様と一緒に政府・国会に対して強く要請してまいりたいと考えております。

本日の総会へのご出席に重ねて感謝を申し上げ、ご参集の皆様方のご健勝と全国の山村の振興・発展を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

【武村展英 農林水産副大臣 挨拶】



ただいまご紹介いただきました、農林水産副大臣の武村展英です。本日、全国山村振興連盟の通常総会が開催されますことに心からお祝いを申し上げます。

はじめに、本日、御列席の貴連盟の国会議員の先生方、市町村長、関係団体の皆様方におかれましては、日頃より、山村振興行政に対しご理解、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

山村は、我が国の国土の保全、水源の涵養はもとより、魅力ある地域資源、良好な景観の形成、文化の継承等、国民の安全・安心、そして豊かな生活の実現に重要な役割を果たしてきました。

一方、山村地域の人口減少・高齢化は一層進み、国土の5割を占める山村を、全人口のわずか2%で支えている状況となっております。

このため、農林水産省では、より強力に山村の振興を図るため、これまでの振興山村に対する交付金の他、集落機能を補完する「農村RM0」の形成の推進、デジタル技術の導入・定着によりデジタル田園都市国家構想の実現に寄与する取組への支援、鳥獣被害の防止、森林整備の推進など、関係府省とも連携して進めてまいります。

皆様方におかれましては、山村地域の貴重な財産を次の世代に継承していくため、様々な支援策を有効に活用いただくなど、より一層の御協力、御支援をお願い申し上げます。

結びに、貴連盟の益々のご発展と、本日ご臨席の皆様のご健勝を祈念いたしまして、私の挨拶といたします。本日はおめでとうございます。

【衆議院議員 奥野信亮 先生 挨拶（自由民主党山村振興特別委員会委員長）】



自由民主党山村振興特別委員会の委員長をしています奥野信亮でございます。国会議員を代表しまして一言ご挨拶申し上げます。

この伝統ある全国山村振興連盟の総会が盛大に開催されますこと、長いこと立派に活動されていることに心よりお祝い申し上げます。

貴連盟の国会議員の先生方、市町村長、関係団体の皆様方におかれましては、平素から山村の振興に一方ならぬご尽力を頂いておりますことをこの場を借りて感謝申し上げます。

今世界を見渡すと、ウクライナあるいはイスラエルといった所で戦いが続いているわけで、それが波及して、原油価格の上昇や急激な円安などの事象が今クローズアップされています。皆様方が生活する上で、様々な生活物資、原材料等の価格が上昇し、山村の暮ら

しにも大きな打撃を被っているところではないかと思えます。我々としては政府を通じて様々な支援策を講じておりますが、本日ご列席の皆さまには、政策を十分にご活用いただき、そして地域における課題の解決にご尽力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

山村は国土面積の5割を占め、国民のわずか2%がこの地域に暮らし、農林業を営むことで、山村は国土の保全等の多面的機能を発揮していく必要があります。

デジタル技術の導入がこれからの課題になりますが、導入・定着により、「デジタル田園都市国家構想」の実現に寄与する取組への支援をしています。

農林水産業の成長産業化により、美しい山村地域の伝統文化を守り、活力ある地域づくりに我々は精一杯努力したいと思えますし、皆様方も是非その方向で頑張ってもらいたいと思えます。

森林環境譲与税の活用等による森林整備の推進や国産材の利用拡大、治山対策等を着実に実施することも大きな課題であろうかと思えます。

これら取組を今政府が積極的に進めていますが、山村地域の皆様方のより一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

貴連盟及び会員の皆様方のご健勝、ご発展を祈念申し上げます、私のご挨拶とさせていただきます。本日は大変おめでとうございます。

【吉田隆行 全国町村会長 挨拶（広島県坂町長）】



ただ今、ご紹介頂きました全国町村会長の吉田でございます。全国町村会を代表いたしまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに全国山村振興連盟の令和5年度通常総会が盛大に開催されますことを心からお喜び申し上げます。

また、皆様方には日頃より全国町村会の活動に格別のご支援をいただいておりますことにこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

現在、我が国の経済活動、国民生活は原油や原材料価格の高騰、円安などの影響や、また、相次ぐ自然災害の発生など様々な課題に直面をしております。

こうした中、山村地域は常に自然との関わりの最善に立ち続けていた地域であり、国土の保全、水資源のかん養等の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしています。

さて、森林環境税については、令和6年度からの課税に際し、譲与基準の見直しに向けた議論が行われると聞いております。全国町村会といたしましても、昨日の全国町村長大会において「森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する特別決議」を決定したところであり、政府、関係要路に対し、山村地域が森林整備を一層進められるよう、森林環境譲与税の譲与基準の見直しに向けて強力な要請活動を展開してまいります。

また、令和6年度末には現行の山村振興法が期限を迎えます。引き続き山村地域の振興・発展を図るため、政府・国会に対し施策の充実と法律の延長を求めてまいります。

さらには、近年、若者の「田園回帰」の指向の高まりや、山村地域と多様な関わりを持つ「関係人口」の増加といった潮流も見られます。全国町村会といたしましても、この流れを加速させ、都市と農山村が共生する社会の実現を通じた山村の振興に皆様と力を合わせて努力を重ねてまいります。

結びに、貴連盟の益々のご発展とご参集の皆様方のご活躍を祈念り致しまして、お祝いのご挨拶と致します。

令和6年度山村振興関連予算・施策に関する要望書

山村地域の振興につきましては、日頃から格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

我が国の山村は、日本人としての精神の原点として国を支えてきた力の源であり、食料・森林資源の生産はもとより、国土の保全・災害防止、水資源の涵養、自然環境の保全、景観の形成、歴史・伝統文化の伝承等、多面的・公益的機能の発揮に重要な役割を担ってまいりました。このような国民の共有財産と言うべき山村は、国土の約5割にも及んでおり、そこを人口のわずか2.5パーセントの住民が守っております。この山村資源の付加価値化と生産性の向上などその有効活用が国を支えるものと考えます。

こうした中で、新型コロナウイルスの蔓延、地球温暖化、ウクライナ問題など、世界情勢が激変し、山村地域もまたコロナ禍、気象災害の頻発、諸物価の高騰などにより大きな打撃を被っております。

山村を取り巻く環境は、近年、人口減少・高齢化の進展、これに伴う集落機能の衰退や自然災害・鳥獣被害の多発等により厳しさを増してきましたが、加えて先に述べたコロナ禍・物価高等の影響があり、多くの山村が存続を危ぶまれると言っても過言ではない状況となっております。山村をはじめとする地方が衰退することは、国家の存立にとって重大な危機だと言わなければなりません。

その一方、脱炭素という世界的な課題の下で、山村が果たしている環境保全・災害防止の機能及び二酸化炭素の吸収源としての機能が広く国民に再確認されるとともに、コロナ禍に直面する中で都市への人口集中の弊害が顕在化し、日本人口の急減を防ぐためにも人口の地方分散が必要であると改めて認識されたところであります。

こうした状況を踏まえ、山村振興法により示されている多面的・公益的機能について更なる充実を図ることが重要であり、課題解決に取り組み、山村の活性化、自立的発展を図っていくことは、地方創生や国土保全とともに、多くの価値観が分断を生む社会にあって協調と連携を尊重する精神文化の継承にもつながり、ひいては国民生活全体の発展・安定につながるものと言えます。

国におかれては、以上の認識の下に、山村振興を国の重要課題に据えて、下記の事項の実現を図られるよう強く要望致します。

記

I 地球規模の課題に対処する上での山村地域への施策の強化

1. 我が国の脱炭素社会の構築に向けた次世代の森林造成や花粉の発生源対策といった山村・都市共通の課題の解決に向け、森林整備をより一層推進する観点から、令和6年度からの森林環境譲与税の譲与額の増加に併せて、私有林人工林面積による配分の割合を高めるよう譲与基準を見直すこと。
2. 令和7年3月末に現行の山村振興法が期限を迎えることから、近年の山村地域における大きな変化や、新たな国土形成計画の策定、食料・農業・農村基本法の見直し等を踏まえ、内容を充実して山村振興法を延長すること。
3. ウクライナ問題をはじめ世界の情勢が激変する中において、食料・生産資材・木材を輸

入に依存する現状を改善し、食料自給率・木材自給率を高めるとともに、国土保全を強化する食料安全保障体制を確立すること。その際に諸物価高騰に対する対策を強化するとともに、山村地域における農地・森林等多様な資源を最大限活用するための支援を強化すること。

4. 新型コロナウイルスの感染や需要減退によって疲弊した農林水産業、地域の観光業・農泊、飲食業をはじめ、打撃を受けた産業や地域社会が早期に経済を回復していけるよう強力な支援措置を講じること。また、山村地域における医療施設及びそのアクセスの確保やデジタル化を含めた医療体制を充実・強化し、医療関係者を支援すること。
5. 都市の過密状態を解消し、感染症等や自然災害に強い安全な社会を建設していくため、東京への一極集中を緩和し人口の都市集中防止・地方への分散の流れを作ること。
6. 東日本大震災及び近年の豪雨・台風等の被災地については、関係省庁連携のもと、被害が生じた山村地域における復旧・復興対策を強力に推進すること。東日本大震災被災地については、原発事故放射性物質の除染等を早急かつ的確に行うとともに、除染に伴う廃棄物の処理にも万全を期すこと。
7. 防災減災、治山治水、砂防等の国土強靱化対策を強力に推進し、災害の多発に備えた多様な措置を講ずること。またそのために、将来を見通した十分な財源を確保するとともに、災害発生時の的確な情報提供システムの整備を図ること。

II デジタル化の進展等に応じた革新技术の導入・普及による都市との格差是正

1. AI・ドローン・自動運転・ロボット等をはじめデジタル技術の活用が地域の隅々まで行き渡ることにより、都市との地域間格差を是正し、人口減少・高齢化の進む山村地域が抱える問題に対処していくことができるよう、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて施策を更に充実・強化すること。また、自動運転をはじめ、人口減少の進む山村の喫緊の課題となっている政策については山村地域から導入すること。
2. 山村地域において遅れている5G・光ファイバー網・ケーブルテレビの整備・更新を推進するための予算を拡充するとともに、キャッシュレス決済、電子申請が一般化するよう更に普及を促進し、そのために必要なシステム・機器・人材育成等に対し支援を行うこと。
3. 山村地域におけるテレワークの推進のため、サテライトオフィスの誘致及び必要な通信インフラの整備等を進展させるとともに、オンライン教育、オンライン医療を可能とするため、施設整備の支援・規制緩和など必要な措置を積極的に講じること。
4. 山村地域において、再生可能エネルギーの導入を促進すること。特に、木質バイオマス産業化のための施設整備・システム開発を図ること。また、FIT制度の取組みを地域経済の発展に寄与させるとともに、再生可能エネルギーの発電比率の向上と、熱利用システムの整備を図ること。太陽光発電・風力発電等の施設の設置については、優良な農地・林地の乱開発を防ぐように措置すること。

III 山村振興対策の総合的・計画的推進

1. 山村振興法の基本理念にのっとり、山村振興法の目標を達成するため、関係省庁の一層の連携強化のもと、山村振興対策を総合的かつ計画的に推進すること。
2. 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づき、特定地域づくり事業協同組合の設立を推進するとともに、支援措置を充実・強化すること。
3. 新型コロナウイルス感染症対策、農山漁村地域活性化対策、森林・林業振興対策、

国土保全に資する事業に関する地方財政措置の充実・強化を図ること。

4. 山村地域の活性化に不可欠な辺地対策事業債及び過疎対策事業債の十分な確保を図ること。

IV 多面的・公益的機能の持続的発揮・公共事業の推進

1. 森林環境税及び森林環境譲与税による森林整備に際し、使途を含め市町村に対して必要な助言等の支援を行うこと。
2. 国連SDGsや、2050年カーボンニュートラル・2030年温室効果ガス46%削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策を強化するとともに、「みどりの食料システム戦略」を着実に実行すること。
3. 「棚田地域振興法」に基づき棚田地域振興に関する支援を充実するとともに、里山林等の美しい景観の価値を見直し、その保存・再生を図ること。
4. 山村の果たしている重要な役割や木の文化について、児童生徒を含め国民一般の理解を深めるための教育・啓発・普及対策を充実・強化すること。
5. 山村の有する農地の多面的機能を発揮させるため、農地の保全に確実に取り組めるよう、守るべき農地と管理困難な農地を明確にする地域の話し合い、簡易な基盤整備、低コストで粗放的な管理、鳥獣被害防止のための対策等、柔軟できめ細かな対応が可能となる総合的な対策を講じること。
6. 山村地域における農林業の維持・活性化を図る「中山間地域等直接支払交付金」、「多面的機能支払交付金」、「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」を充実・強化すること。
7. 花粉症発生源対策とスギ人工林の伐採・植替え等を推進するとともに、間伐・再造林・林道の開設・改良等を支援すること。また、豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化を推進すること。
8. 「農山漁村地域整備交付金」を拡充・強化するとともに、山村の存立基盤である森林・林業、経済・雇用を支える上で重要な役割を担っている林野公共事業予算について、大幅な拡充を図ること。
9. 景観対策、国土保全に資するため、松くい虫対策、ナラ枯れ対策の推進を図ること。また、侵入竹の駆除及び竹材等の利用推進を図ること。

V 農林業の振興・地域社会の活性化

1. 山村地域の農業・林業等基幹産業について、意欲と能力のある担い手の育成及び新規就農等に関する施策を拡充強化すること。
2. 「山村活性化支援交付金」、農泊や農福連携の推進を含む「農山漁村振興交付金」を拡大するとともに、「強い農業づくり総合支援交付金」、「農地耕作条件改善事業」、畜産環境対策を充実・強化すること。
3. 「中山間地農業ルネッサンス事業」を充実し、山村地域に対して優先的に予算配分を行うとともに、山村地域を優遇する等、山村地域にとって使い勝手の良い制度とすること。
4. 山村の地域資源の保全管理・活用や地域振興と併せて、複数の集落を範囲として地域のコミュニティの維持に資する日常の様々なサービスの提供や地域内外の人の呼び込みを行う農村型地域運営組織（農村RMO）の形成に係る支援の充実を図り、山村地域に人が住み続けられるための条件整備を行うこと。
5. 森林、農地等の資源を活用した6次産業化の推進、平場とは異なる山村の条件を生

- かした園芸等の振興、更には、健康等の新たな分野で森林空間を活用する「森林サービス産業」の創出・推進、関連企業の立地・導入等の対策を充実・強化すること。
6. 森林の経営管理の集積・集約化等を推進するため、森林経営管理法に基づく森林経営管理制度を地域の実情に応じて運用できるものとする。
 7. 「花粉削減・グリーン成長総合対策」を通じて、カーボンニュートラルを見据え、森林所有者等による計画的な森林施業をはじめ、川上から川下に至る林業、木材産業の総合的な振興対策の充実・強化を図ること。また、世界の木材需給に留意し、木材価格の安定化に資する取組を実施すること。急傾斜地における架線集材・ヘリ集材への支援を含め、現場の実情に即した間伐などの森林施業を推進するほか、施業の低コスト化、再造林対策を強化すること。
 8. 「都市（まち）の木造化推進法」（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律）を強力に推進すること。また、これに基づき、森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業や「CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業」等で進められている建築物等における国産材の活用、CLT等の技術開発・普及、地域材を利用した構造材・内装材・家具・建具等の普及啓発、木質バイオマス利用の促進、効率的な木材サプライチェーンの構築や森林認証材の普及を図るため、施策を充実・強化すること。木材・木製品の輸出・利用促進への支援を充実・強化すること。
 9. 特用林産物の振興を図るための予算を確保すること。

VI 山村と都市との共生・対流

1. コロナ禍によって疲弊した観光業・農泊を建て直し、インバウンドの活用を含めグリーン・ツーリズムの一層の普及を行うとともに、地域ぐるみで行う受け入れ体制や交流空間の整備、NPO法人等の多様な取組主体の育成等を総合的に推進すること。
2. 若者の田園回帰志向が強まっている潮流を踏まえ、地方移住の促進策を構築するとともに、「地域おこし協力隊」を充実強化すること。また、二地域居住対策を促進すること。さらに、都市との連携強化による関係人口の増加、高齢者の地域活動への参加等を充実・強化すること。
3. 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき空き家についての対策を講ずるとともに、利用を希望する者とのマッチングや利用者の負担軽減等、有効活用について措置を講ずること。
4. 自然資源の保護・保全をするとともに、地域資源を生かした教育、ふるさとに愛着と誇りを育む活動であるジオパーク事業に対する支援を充実・強化すること。
5. 山村における国民の幅広いボランティア活動を促進する対策を充実・強化すること。
6. 山村留学を含め学びや癒しの機能を有する山村での体験を推進すること。

VII 鳥獣被害防止

1. 鳥獣被害防止特別措置法等に基づき、技術普及を含む各種鳥獣被害対策を一層充実・強化し、対策に必要な財源を確保すること。
2. 地域ぐるみの総合対策を推進する「鳥獣被害防止総合対策交付金」及び広域的な森林被害等に対応する「シカ等による森林被害緊急対策事業」について継続するとともにメニューを充実・強化すること。また、ICTやドローン等の革新技術を活用し、より効果的な鳥獣被害対策に努めること。
3. 鳥獣被害対策実施隊の設置促進、猟友会等の民間団体の参加促進、林業分野・関係省庁との連携を促進するとともに被害の深刻さの度合いによっては、防衛省・自衛隊は関係省庁と

連携して、協力の可能性を検討すること。

4. 捕獲鳥獣の加工処理施設の設置促進、焼却対策を充実・強化するとともに、ジビエ振興対策を講ずること。

VIII 情報通信基盤、道路の整備

1. 「デジタル田園都市国家構想」を推進する中で、山村地域における5G・光ファイバー網・ケーブルテレビの整備・更新を推進するとともに、携帯電話不通地域の解消等デジタルデバイドの解消を図るための通信体系を充実・強化すること。また、ラジオ難聴取地区を解消するとともに、地域の実情に即した通信システムの設置・管理に対し支援すること。
2. 5Gを進める上で老朽化した光ファイバー網を更新することは不可欠であるので、公設民営に限らず公設公営の施設についても、更新に対する助成措置を講ずること。
3. 2県以上にまたがる県管理の国道整備を含め計画的に道路の整備促進を図るとともに、市町村道の改良・舗装等、山村地域の道路整備を「コンパクト+ネットワーク」の観点に立って促進すること。また、基幹的な市町村道路の整備の都道府県代行に対する助成措置を講ずること。
4. 道路整備のための財源を十分に確保し、特に、地方における道路財源の充実を図ること。
5. 防災・観光景観上の観点から無電柱化の推進に当たり、財政措置（過疎債）を講ずること。

IX 生活環境の整備

1. 山村地域住民の生活交通を確保するため、地方バス路線維持や生活圏の広域化に対応するデマンドバス・デマンドタクシーの導入・運行対策を充実・強化すること。
2. 地域公共交通の見直し・検討が進められる中で、山村地域における公共交通の維持・確保を図ること。
3. 山村の簡易水道等施設の整備を促進すること。
4. 山村地域の実情に応じて汚水処理施設の整備を促進すること。
5. 廃棄物処理施設の整備を推進するため、助成措置を講ずること。また、廃棄物処理施設の解体に対しては、適切な措置を講ずること。
6. 消防力の充実を図るため、消防庁舎・消防施設等の整備及び改修に対する助成措置を講ずること。
7. 山村地域の生活・交通にとって不可欠なガソリンスタンドを維持するため、地下タンク設置の基準を緩和するとともに、更新について支援を拡充すること。

X 医療・保健・福祉

1. オンライン医療を含め、新型コロナウイルス感染症等に対処する医療施設を早急に整備すること。また、医療・保健・介護・福祉の充実、高齢者の職場・住居の確保について、都市部との連携の下に対策を充実・強化すること。
2. 周産期医療ができるよう山村地域の産科医、小児科医を含めた医師の確保、体制に万全を期すこと。へき地診療所等の運営、医療施設・保健衛生施設の整備、医師及び看護師の養成・確保に対する助成措置を充実・強化すること。
3. 無医地区への定期的な巡回診療、保健師の配置、救急医療用のヘリコプターへの支援を強化すること。
4. へき地保育所・高齢者等の社会福祉施設・障がい者施設の整備、職員等の養成・確保に

対する支援を充実・強化すること。

5. 医師について定員配置等の規制的手法の導入、過疎地域や山村地域への一定期間の勤務義務づけを検討すること。
6. 民間事業の参入困難となっている現状を打開する政策を推進し、財源措置を含め都市との格差を是正すること。

X I 教育・文化

1. オンライン教育の環境を早急に整備するとともに、豊かな自然環境や伝統文化等を有する山村の特性を生かした教育を充実すること。
2. 公立学校施設整備、スクールバス等の購入に対する助成措置を充実・強化すること。
3. 寄宿舍居住費等へき地児童生徒に対する助成措置を講ずること。
4. 山村地域の文化財の保護等に対する助成措置を講ずるとともに遺跡発掘等により山村の自然に触れる体験交流活動に対し支援すること。
5. 地域の伝統文化・芸能の体験等を通じた子供の育成に努めること。
6. 小中学校の統廃合の推進に当たっては、地域活性化の観点に十分配慮すること。
7. 地域の人材育成と地方創生の実現のため教育機関の地方移転を進めること。

X II 貿易交渉について

貿易交渉及びその実施に当たっては、山村地域の主要産業である農林業に打撃を与えることのないよう、山村地域の住民が誇りを持って農林業を営み、住民が生活を維持できるよう、万全の対応をとること。

X III 山村地域の自主性の確立

1. 財源保障機能及び財源調整機能を果たす地方交付税制度を充実・強化し、所要額を確保すること。
2. 基準財政需要額の算定に当たっては、山村自治体が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを考慮し、面積要素を重視するなど、山村地域の実情に即したものとすること。
3. 償却資産に係る固定資産税は、山村地域の市町村の重要な財源であり、現行の課税対象、評価額の最低限度を堅持すること。
4. 道州制は導入しないこと。

森林環境譲与税の譲与基準の見直し及び 山村振興法の改正に関する特別要望書

我が国の山村は、日本人としての精神の原点として国を支えてきた力の源であり、食料・森林資源の生産はもとより、国土の保全・災害防止、水資源の涵養、自然環境の保全、景観の形成、歴史・伝統文化の伝承等、多面的・公益的機能の発揮に重要な役割を担ってまいりました。このような国民の共有財産と言うべき山村は、国土の約5割にも及んでおり、そこを人口のわずか2.5パーセントの住民が守っております。

山村を取り巻く環境は、近年、人口減少・高齢化の進展、これに伴う集落機能の衰退

や自然災害・鳥獣被害の多発等により厳しさを増してきましたが、加えて、新型コロナウイルスの蔓延、地球温暖化、ウクライナ問題など世界情勢が激変し、山村地域もまた、コロナ禍、気象災害の頻発、諸物価の高騰などにより大きな打撃を被っております。

その一方、脱炭素という世界的な課題の下で、山村が果たしている環境保全・災害防止の機能及び二酸化炭素の吸収源としての機能が広く国民に再確認されるとともに、コロナ禍に直面する中で都市への人口集中の弊害が意識され、人口の地方分散が必要であると改めて認識されたところであり、山村振興法により示されている多面的・公益的機能について更なる充実を図る重要性は、ますます高まっております。

国におかれては、以上の認識の下に、下記の事項の実現を図られるよう強く要望致します。

記

1. 我が国の脱炭素社会の構築に向けた次世代の森林造成や花粉の発生源対策といった山村・都市共通の課題の解決に向け、森林整備をより一層推進する観点から、令和6年度からの森林環境譲与税の譲与額の増加に併せて、私有林人工林面積による配分の割合を高めるよう譲与基準を見直すこと。
2. 令和7年3月末に現行の山村振興法が期限を迎えることから、近年における山村地域における大きな変化や、新たな国土形成計画の策定、食料・農業・農村基本法の見直し等を踏まえ、内容を充実して山村振興法を延長すること。

決 議

我が国の山村は、日本人としての精神の原点として国を支えてきた力の源であり、食料・森林資源の生産はもとより、国土の保全・災害防止、水資源の涵養、自然環境の保全、景観の形成、歴史・伝統文化の伝承等、多面的・公益的機能の発揮に重要な役割を担ってきた。このような国民の共有財産と言うべき山村は、国土の約5割にも及んでおり、そこを人口のわずか2.5パーセントの住民が持っている。

山村を取り巻く環境は、近年、人口減少・高齢化の進展、これに伴う集落機能の衰退や自然災害・鳥獣被害の多発等により厳しさを増し、加えて、新型コロナウイルスの蔓延、地球温暖化、ウクライナ問題など世界情勢が激変し、山村地域もまた、コロナ禍、気象災害の頻発、諸物価の高騰などにより大きな打撃を被っている。

その一方、脱炭素という世界的な課題の下で、山村が果たしている環境保全・災害防止の機能及び二酸化炭素の吸収源としての機能が広く国民に再認識されるとともに、コロナ禍に直面する中で、都市への人口集中の弊害が意識され、人口の地方分散が必要であると改めて認識されたところであり、山村振興法により示されている多面的・公益的機能について更なる充実を図る重要性はますます高まっている。

国におかれては、以上の認識の下に、山村振興を国の重要課題に据えて、下記の事項の実現を図っていただくよう強く要望する。

記

1. 森林環境譲与税について、私有林人工林面積による配分の割合を高めるよう譲与基準を見直すこと。

1. 令和7年3月に期限の到来する山村振興法について、内容を充実して延長すること。
1. 食料安全保障、地球温暖化など地球規模の課題に対処する上で山村地域への施策を強化すること。
1. 新型コロナウイルス感染防止対策及び経済再建策を強化するとともに、地方への人口分散を図り新たな社会建設に取り組むこと。
1. 山村における自動運転、ドローン、ロボット等デジタル化の進展に応じた革新技術の導入・普及を図ること。
1. 自然災害の被災地の復旧・復興、防災対策の充実強化を図ること。
1. 森林吸収源対策、「みどりの食料システム戦略」を強化・実行すること。
1. 「山村活性化支援交付金」、「農山漁村振興交付金」、「中山間地域等直接支払交付金」等山村地域活性化のための対策の充実・強化を図ること。
1. 「花粉削減・グリーン成長総合対策」及び「都市(まち)の木造化推進法」により、林業、木材産業の振興対策の拡充強化、木材利用の促進を総合的に図ること。
1. 地方移住の促進策を強化・確立すること。
1. 鳥獣被害防止対策の充実・強化を図ること。
1. 情報通信基盤、道路の整備を計画的に推進すること。
1. 地域公共交通を確保するとともに、生活環境の整備を推進すること。
1. 医療・保健・福祉対策の充実・強化を図ること。
1. オンライン等学校施設整備、体験活動推進等教育・文化施策の充実・強化を図ること。
1. 地方交付税制度の充実・強化を図り、所要額を確保すること。

以上決議する。

令和5年11月16日

全国山村振興連盟通常総会

◎御出席の国会議員(敬称略)

衆議院議員

稲津久(北海道)	神谷裕(北海道)
西村明宏(宮城)	福田達夫(群馬)
尾身朝子(比例北関東)	務台俊介(比例北陸信越)
篠原孝(比例北陸信越)	武村展英(滋賀)
谷公一(兵庫)	田野瀬太道(奈良)
奥野信亮(比例近畿)	和田有一朗(比例近畿)
平沼正二郎(岡山)	佐藤公治(広島)
小島敏文(比例中国)	長谷川淳二(愛媛)
尾崎正直(高知)	金子恭之(熊本)
衛藤征士郎(大分)	古川康(比例九州)
吉田宣弘(比例九州)	

(以上21名)

◎秘書の方に御出席いただいた国会議員(敬称略)

逢坂誠二	江渡聡徳	鈴木俊一
金子恵美	金田勝年	梶山弘志
築和生	小淵優子	井野俊郎

井上信治	森英介	中谷真一
たがや亮	宮下一郎	神津たけし
鷲尾英一郎	棚橋泰文	金子俊平
中川正春	宮澤博文	山口壯
石田真敏	遠藤良太	石破茂
あへ俊子	仁木博文	山本有
麻生太郎	坂本哲	岩屋毅
江藤拓	古川禎久	

(以上32名)

参議院議員

岩本剛人	櫻井充	星北斗
加藤明良	清水真人	小林一大
若林洋平	山本順三	松村祥史
馬場成志	野村哲郎	橋本聖子
進藤金日子	宮崎雅夫	鈴木宗男

(以上15名)

◎祝電・メッセージをいただいた国会議員(敬称略)

衆議院議員 池畑浩太郎	衆議院議員 山口俊一
衆議院議員 尾身朝子	参議院議員 足立敏之

◎政府関係の出席者(敬称略)

林野庁次長	小坂善太郎
農林水産省農村振興局農村政策部長	佐藤一絵
農林水産省農村振興局地域振興課長	山本惠太
国土交通省国土政策局地方振興課企画専門官	的場弾
総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室長	大田圭
林野庁森林政策部森林利用課長	福田淳
林野庁森林利用課山村振興・緑化推進室長	諏訪幹夫
農林水産省農村振興局地域振興課課長補佐	藤田聡
農林水産省農村振興局地域振興課調整係長	稲本晃
農林水産省農村振興局地域振興課調査係長	齊藤恵美
国土交通省国土政策局地方振興課課長補佐	鈴木伸彦
総務省地域力創造グループ地域振興室	松木大輔
林野庁計画課調査官	高木美貴
林野庁森林利用課山村振興・緑化推進室課長補佐	櫻井知
林野庁森林利用課山村振興・緑化推進室企画係長	井村美保

◎友好団体の出席者(敬称略)

全国町村会長	吉田隆行
全国過疎地域連盟専務理事	金谷裕弘
全国離島振興協議会事務局長	仲田成徳